

岩手火山の享保16-17(1732)年における噴火活動に関する 新史料の発見とその意義

—— 盛岡藩「雑書」より ——

細井 計*・伊藤 順一*・高橋 清明**

(1993年6月29日受理)

I はじめに

岩手火山は更新世に噴火活動を開始し、有史以降数度の噴火活動を起こした(土井ほか, 1986)。中世以前の盛岡地域の古文書・記録は乏しく、その間の岩手火山の噴火活動は明確ではない。それに対して、江戸時代以降の噴火活動は多数の古文書に記録されている(村井, 1974; 村山, 1978; 岩手地方气象台, 1979など)。それらの史料を基に、岩手火山の噴火活動は貞享3(1686)年～元禄2(1689)年と享保4(1719)年との二大活動期に区分されている(村井, 1974)。特に享保4年の活動では“焼走り溶岩”と呼ばれる安山岩質の溶岩流を岩手火山の北東麓に噴出したと言われている(桜井, 1901)。また、これらの活動以外に、享保16-17(1732)年にも噴火活動のあったことが知られているが、小規模な活動であったとみなされている(村井, 1974)。

本著者の一人である伊藤は江戸時代以降の岩手火山の噴火活動史をまとめるため、古文書・古地図などを対象とした文献調査を行っている。高橋の協力を得て、盛岡市中央公民館に所蔵されている古文書・記録を調査したところ、盛岡藩「雑書」より、岩手火山で享保16-17(1732)年に起こった噴火活動の記録を発見した。その噴火記録は行書・草書をふんだんに使用し、変体仮名の使用も認められたが、昭和60年以降盛岡藩「雑書」の研究を進めてきた細井がこれを解読し、活字化した。

活字化された文章を検討した結果、この噴火記録の大部分は従来知られていなかったもので、噴火活動の発生地点・噴火の様子・過去の噴火実績を記載していることが判明した。以上の点で、今回発見した記録は岩手火山の噴火活動史・噴火災害史を研究する上で重要な史料である。本報告では今回発見した記録を活字化し公表すると共に、そこに記述された享保16-17(1732)年の噴火活動を読み解くことを試みた。なお、古文書・記録に記載された文章と本報の記述との対応性を良くするために、特に断わらない限り、噴火活動の日付は和暦のまま使用した。和洋暦日の対照は湯浅(1990)に従った。また、噴火活動を記載した複数の文書が発見されたので、それぞれについて盛岡藩「雑書」に掲載された日付とその順序よりナンバーリングを行った(例えば16-12/27-2とした文書は享保16年12月27日付の噴火記録のうち2番目の文

* 岩手大学教育学部

** 盛岡市中央公民館

書を意味する)。

II 従来報告されている享保16-17年噴火の記録

享保16-17(1732)年の噴火活動を記載した古文書・記録として、「花印¹⁾」「花印抄録²⁾」「秘旧記³⁾」「国統大年譜⁴⁾」「雫石歳代日記⁵⁾」「南部藩事務日誌⁶⁾」が知られている(小原, 1920; 武者, 1943; 福田, 1974; 村井, 1974; 岩手地方気象台, 1979など)。これらの史料に見られる噴火活動の記載については、「花印」と「花印抄録」は全文が同一、「秘旧記」と「国統大年譜」は一部文体が異なるだけでほぼ同一文である。また福田(1974)が「南部藩事務日誌」から引用した噴火記録は、今回発見した盛岡藩「雑書」の一部と同文である。なお、これらの噴火活動に関する古文書・記録は、名文献に活字化・引用される際、誤解読・誤植また内容の逸脱等が予測され(実際にそのような例が存在する)ので、可能な限り原本にあたり、その内容を確認した。また、以上の古文書・記録の外に、出典が明かでない噴火記録が武者(1943)と中央気象台・盛岡測候所(1935)に採録されている。

噴火活動の開始した日時、噴火活動の様子、終息日は古文書により一部食い違いがある。ここでは「花印」を基に享保16-17(1732)年の噴火活動の経過を簡単にまとめる。

噴火活動に先立つ前兆現象(震動や山鳴り)は享保16年12月23日(西暦1732年1月20日)夕方より観察された。噴火活動の開始は12月25日巳の刻(午前9時~11時)とされ、山体の震動が顕著となると共に、「火」や「崩れ」(これらは火山噴出物の放出を意味するものと考えられる)が観察された。「火」は27日から29日かけて徐々に大きくなり、その後鎮静化する。享保17年正月2日或は3日には噴火活動が再び活発となり、「火煙り」が観察されるようになる。この頃、地震活動はきわめて活発で、震動回数は53回にも及んだ。これにより岩手火山の北東麓に位置する平笠村の住民は一時避難している。噴火の終息時期を示す記述として、「この8月16日(西暦1732年10月4日)迄御山近処へ行ハ煙立見ゆる」とある。

「国統大年譜」は「享保16年11月28日(西暦1731年12月26日)」に「岩鷲山焼ル」と記載している。「雫石歳代日記」では噴火開始を享保16年12月24日(西暦1732年1月21日)の夜とし、噴火活動の様子も「五ヶ所より火出」とする。またこの活動により「松川大水ニ而殊の外濁り申候」と記述している。武者(1943)は『増訂大日本地震史料 第2巻』に「享保16年12月23日(西暦1732年1月20日)…灰ヲ降ラス、翌年八月ニ至ルモ噴煙止マズ」としている。ただしこの文の出典は明示されていない。

III 盛岡藩「雑書」

この度新たに発見された噴火記録は、盛岡市中央公民館所蔵の盛岡藩「雑書」享保16年12月25日~晦日(26日を除く)および享保17年3月18日付の記録の中で見いだされた。

盛岡藩「雑書」は盛岡藩家老席日誌とも呼ばれる盛岡藩家老の執務日誌である。本史料には盛岡藩の人事・法制、各地代官所や寺社等からの訴状、報告等の要約、領内で起こった地震・洪水・日照り等の天災、農・鉱業、また仇討・犯罪など諸事万般が日記形式で記録されている。この様に盛岡藩「雑書」は盛岡藩の公的な日誌であり、第一級の史料と言える。なお盛岡藩「雑書」の原本は盛岡市中央公民館に保管されており、マイクロフィルムを同中央公民館・岩手県

立図書館等で閲覧することができる。また盛岡市教育委員会・同中央公民館では細井を責任校閲者として、盛岡藩「雑書」を活字化し、刊行する事業を進めており、平成4年5月時点で元禄10(1697)年までが『盛岡藩雑書』第6巻として刊行されている。

Ⅳ 盛岡藩「雑書」に記述された享保16-17年の噴火記録

(1) 享保16年

十二月廿五日 (中略)

[文書番号：16-12/25-1]

一 今夜丑之刻岩鷲山北方之峯通炎焼
(後略)

十二月廿七日 (中略)

[文書番号：16-12/27-1]

一 沼宮内御代官所平いそ村肝煎共相出候書付写
岩鷲山十二月廿五日夜七時殊之外
震動仕候付驚入見申候処七時過より
木立と萱之境より焼上申候て段々砂子
焼崩申候若先年之様ニ焼崩可申哉と
動転仕乍憚御訴申上候以上
享保十六年十二月廿七日
右肝煎共名付御代官米田四郎兵衛関
弥九郎迄指出候由御目付共迄申来

(中略)

一 大勝寺より寺社御奉行迄申出候ハ岩鷲山一昨
七時頃より焼申候火先は寄木村円藏院別当方ニ
相見得候得共岩鷲一山ハ大勝寺別当故見分
人遣申候罷帰候ハ、委細追て可申上由申出候旨
訴出ル

[文書番号：16-12/27-2]

(中略)

一 大勝寺
岩鷲山一昨廿五日より焼候段訴出候付別当
之儀有之候間早々ふもとへ罷越見届
山本にて御祈祷仕義にも候ハ、相勤候様
可仕旨寺社御奉行へ勘左エ門申渡之
尤先年焼候節御祈祷にて有之候哉と
為相尋候処貞享三^{ヒノエ} 丙寅三月二日初て
大焼仕此節七日程焼候節当寺御祈祷
被 仰付候段申伝候由書付を以訴出ル

[文書番号：16-12/27-3]

十二月廿八日 (中略)

一 平館別当

[文書番号：16-12/28-1]

玉照院

右岩鷲山当月廿五日頃より火見得段々
上下へ焼申段書付を以寺社御奉行迄
訴之

- 一 貞享三年岩鷲炎焼之節自光坊御祈祷
勉候由御留ニ有之候間相尋候様ニ寺社御奉行へ
申渡候処先年三月朔日之頃より三日迄大火此節
先自光坊被 仰付方此方ニて御祈祷相勤其後
四日ニ至火鎮山本へ罷越焼崩候趣見届絵
師も被遣候て図ニ被 仰付候由自光坊書付
を以申出寺社御奉行所記ス

(中略)

- 一 沼宮内御代官
米田四郎兵衛
米内半太夫預御徒
古木庄左エ門

[文書番号：16-12/28-2]

岩鷲山去ル廿五日之夜より焼崩候ニ付非番
之御代官早々罷越又木之者共達者成者共
申付遣候て其焼場所之様子為見
段々注進可申候尤庄左エ門義御代官
立会焼候場絵図ニ仕可申上旨被 仰付
御目付四戸甚五左衛門へ申渡之

(下略)

十二月晦日 (中略)

- 一 前書有之通岩鷲山北之方峯通炎焼今以
不止夜々相見
一 前書有之通岩鷲山御代官米田四郎兵衛御徒
古木庄右エ門見分絵図仕罷帰

[文書番号：16-12/30-1]

[文書番号：16-12/30-2]

(後略)

(2) 享保17年

三月十八日 (中略)

- 一 岩鷲山旧冬より当正月迄炎焼ニ付先達て
貞享三年炎焼之節 公義へ被 仰上候趣
を以此度も御届入候ハ、御留守居共申渡
承合候様ニと右絵図前山後山二枚相認先頃
為登候処御留守居共へ申渡候得はケ様
之類当時御届入不申旨申出候由申来

[文書番号：17-3/18-1]

(後略)

V 考 察

1 盛岡藩「雑書」にみる享保16-17(1732)年噴火

盛岡藩「雑書」における享保16-17(1732)年の噴火活動の記載事項として特に注目すべき箇所は以下の3点である。①噴火活動が発生した場所を「木立と萱之境」(文書番号16-12/27-1)としている点、②噴出物は「段々」と焼け崩れた(文書番号16-12/27-1; 16-12/28-1)としている点、③崩れ落ちた方向を「寄木村」方向(文書番号16-12/27-2)としている点である。

①の記載は今回の火山噴火の発生位置を示唆する。岩手火山のような成層火山の場合、噴火活動が起こる可能性があるのは山体中央の山頂火口と山腹に開く側火口のいずれかである。貞享3年(1686)の噴火記録には「山頂より煙」「御天に火柱」と記述され(桜井, 1901)、山頂火口が活動したことが明白である。これに対し、享保16-17(1732)年の噴火活動では「木立と萱之境より焼上」と明言されている。これは山体の森林限界付近から噴火活動が発生したことを示しており、側火口が噴火活動を起こしたと判断できる。

②は火山噴出物の放出の様子を示している。火山噴出物の移動様式には火口から空中に噴き上げられた後地表に降下する様式と、地表(山体斜面)に沿って流れる様式の二種類に大別できる。享保16-17(1732)年の噴火活動については、記録に「段々…焼崩」とあるので、火山噴出物の大部分は山体斜面を流れ下ったものと判断できる。この様な移動様式を示す火山噴出物は、溶岩流、火砕流、火山泥流の3種である。今回の噴火活動により発生した現象が、それらの内どの種に対応するかを判断する際、著者らは古文書・記録中の「段々」との形容の仕方に着目した。「段々」との形容は「徐々に」あるいは「次から次へ」との意味を示す際に使用されている(たとえば文書番号16-12/28-2)。従って、今回の噴火活動によって放出された火山噴出物は、時間をかけて、比較的ゆっくりと山腹を崩れ落ちたと判断できる。さきに挙げた3種の火山噴出物の流下速度はそれぞれ異なっている。溶岩流の流速は噴出した溶岩の種類と流れ下る山腹斜面の勾配等にもよるが、おおよそ数~数十km/h程度である。それに対して、火砕流・火山泥流の流速はその数倍~数十倍に達する(荒牧, 1979)。従って、「段々…焼崩」との表現は流速の速い火砕流や火山泥流の流下を記述したものとは考えられない。たとえば、貞享3(1686)年の噴火活動で発生した火山泥流の目撃記録(桜井, 1901)では「さんどと流れたる」(注; 下線は著者による)との記述がなされ、「段々」などの表現法は使用されていない。

一方、今回の噴火活動に対しては「砂子焼崩」(文書番号16-12/27-1)と記述され、火山砕屑物が放出されたようにも読み取れる。しかしながら、一般に溶岩流の表面は直径数cm~数十cm以上の岩塊に覆われており、連続した流体の部分はその内部に存在する(荒牧, 1979)。この種の溶岩流は溶岩前面の岩塊が時々崩れ落ちながら前進するので、流れ下る現場を目撃すると、ブロック状の破片が斜面を下ってくるように見える。また岩塊が崩れ落ちるときに、溶岩流中央部の内部が露出したり、転がり落ちた岩塊が壊れてまだ高温状態にある岩塊の内部が表面にさらされる。これを夜間を目撃すると、赤白色の破片が転がり落ちるように見える。また「段々上下へ焼」(文書番号16-12/28-1)との記述は複数の火点が上下一列に並び、しかもその列の長さが徐々に伸びてゆく様子を記述したものと読み取れる。以上より、今回の噴火活動では溶岩流が山体斜面を流下する様子を目撃されたものと判断される。

③は火山噴出物が流れ下った方向を示唆する。噴火の報告が沼宮内代官と平いそ村(平笠村

カ) 肝煎より出されている(文書番号16-12/27-1)こと、「火先」が寄木村方向を向いている(文書番号16-12/27-2)こと、以上二点は、この噴火活動が山体の東～北東斜面で起こったことを示している。

2 他の古文書・記録との対比

盛岡藩「雑書」にある噴火活動に関する記載と従来報告されてきた古文書・記録と間の相違点を簡単にまとめる。

噴火活動が開始した日時は盛岡藩「雑書」では12月25日の「丑の刻(西暦1732年1月22日の午前1～3時)」(文書番号16-12/25-1)あるいは「廿五日夜…七時過(同日午前4時過ぎ)」(文書番号16-12/27-1)とされ、同一史料でありながら記載内容が一致していない。また「国統大年譜」では11月28日、「花印」では12月25日巳の刻(午前9時～11時)、『雫石歳代日記』では12月24日の晩、とされている。盛岡藩「雑書」には噴火活動を目撃した際の状況が記されており(文書番号16-12/27-1)、他の史料に比べて信憑性が高い。ただし、山体を観察した場所の違いや各地代官所への報告時期のずれにより、噴火活動の発生を確認した日時に数日の誤差が生じる可能性を否定することはできない。「国統大年譜」には他の史料より約1ヶ月早い時期に噴火活動が開始していたと記載されている⁷⁾。しかしながら、「国統大年譜」は明治時代に編纂されたものである。本報では盛岡藩の公的日誌である盛岡藩「雑書」の記載を重視し、今回の噴火活動の開始を12月24日から25日(西暦1732年1月21～22日)と判断する。

噴火活動の様子として、『雫石歳代日記』には「五ヶ所より火出」とある。これは複数の火口列からの噴火活動を記載したものであると想像させる記述である。火山灰の噴出に関しては武者(1943)と中央気象台・盛岡測候所(1935)が記載しているが、その出典を明示していない。盛岡藩「雑書」には盛岡城下に降灰があったとの記載は無く、他の記録にも認められない。従って、今回の噴火活動で火山灰の噴出があったとしても、その分布範囲は狭く、噴出量も少なかったものと推測される。また『雫石歳代日記』には「松川…濁り」と記述され、貞享3(1686)年の活動と同様に、今回の噴火活動でも火山泥流が発生した可能性も考えられる。

3 享保16-17(1732)年以前の噴火活動

盛岡藩「雑書」の記載には享保16-17(1732)年以前の噴火活動に関する記載が含まれている。12月27及び28日の条には、噴火活動に際して山を鎮めるために行われた祈祷の実績が記されている。それによると、前回の噴火活動は貞享3(1686)年であり、その際自光坊⁸⁾が祈祷を行ったこと、それについての記録が藩の公文書に残されていることが明記されている(文書番号16-12/27-3; 16-12/28-1)。また藩命によって噴火活動に際して絵図が作成されたのは、今回のほか貞享3(1686)年であることが読みとれる(文書番号16-12/28-1; 16-12/28-2; 16-12/30-2; 17-3/18-1)。

桜井(1901)、村井(1974)によると享保16-17(1732)年以前に岩手火山で起こった優勢な噴火活動として、貞享3(1686)年～元禄2(1689)年と享保4(1719)年の活動が挙げられている。ところが、今回発見した盛岡藩「雑書」の記載では、享保16-17(1732)年以前の噴火活動として貞享3(1686)年の活動が明記されているのに対し、享保4(1719)年の活動については全く触れられていない。享保4(1719)年に噴火活動が発生したとする根拠は、桜井(1901)が「大沢村旧書記⁹⁾」より引用した文書の記述内容である。それには「享保四年正月 巖鷲山

三ツ森後」で「焼崩」が発生し、沼宮内の代官3名により見分がなされたことが示されている。しかし、祈祷の実施や絵図作成についての記述は無い。また、著者らは盛岡藩「雑書」を調査したが、享保4(1719)年の噴火活動に関する記述を発見することはできなかった。

藩命による祈祷の実施や絵図の作成など行政府の対応の程度が、噴火活動の規模におおよそ比例すると考えると、享保4(1719)年の噴火活動は従来考えられていたほど大規模な活動ではなく、貞享3(1686)年や享保16-17(1732)年の噴火活動に比べて規模の小さな活動であった可能性が高い。これまで享保4(1719)年の噴火活動は“焼走り溶岩”を噴出した活動と考えられてきた(桜井, 1901など)。しかし前節で述べたように、享保16-17(1732)年の噴火活動では岩手火山の北東麓に溶岩流を流出したものと推測され、その噴火活動の様子と発生位置から判断すると、“焼走り溶岩”を噴出した活動としては享保16-17(1732)年の噴火活動が対比される可能性がある。ただし、享保4(1719)年の噴火活動の詳細は現在のところ明白でなく、著者らはこの点に付き調査を続行中である。

著者らは岩手火山の江戸時代以降の噴火活動史を明確にするため、古文書・古地図を中心とした調査を今後も続けてゆく予定である。また、野外地質調査を実施し、古文書・記録と対比することで、岩手火山の噴火活動史をさらに明確にしてゆきたいと考えている。

VI まとめ

- (1) 盛岡藩「雑書」より、享保16-17(1732)年に岩手火山で起こった噴火活動の目撃記録を発見した。
- (2) 享保16-17(1732)年の活動は山体の東~北東部で起こった山腹噴火で、溶岩流を噴出した。
- (3) 当時の行政機構(盛岡藩)が目にするほどの大規模な噴火活動は、貞享3(1686)年と享保16-17(1732)年の活動であった。
- (4) 享保16-17(1732)年の活動は、焼走り溶岩を噴出した活動に対比される可能性がある。

謝 辞

岩手県立図書館および盛岡市中央公民館の司書・職員の方々には多数の古文書・記録・古地図の閲覧、複写に関して便宜をはかっていただいた。地熱エンジニアリング株式会社の土井宣夫博士からは岩手火山の噴火活動史につき、貴重な御意見・御教示を頂いた。岩手郡雫石町役場の職員の方には網張温泉泉主の経緯に関して御教示頂いた。岩手大学教育学部今井功元教授には御助言を頂いた。記して謝意を表す。

註

- 1) 「花印」は花巻の藤原秀典が曾祖父以来三代の日誌から珍説異聞を集録したもので、元文2(1737)年に成立した。原本は岩手県立図書館に所蔵されている。
- 2) 「花印抄録」は岩手県教育会による「花印」の抄録である。岩手県教育会は大正時代に「岩手県誌」を編さんする際、県内に残されている古文書・記録を大量に集め、その転写本を史料として保存した。「花印抄録」はその一つで、岩手県立図書館に所蔵されている。

- 3) 「秘旧記」は小原(1920)が引用した文章があるが、作者、成立年等は明示されていない。原本あるいは転写本の所在を明らかにすることはできなかった。
- 4) 「国統大年譜」は南部家が所蔵していた多種の古文書・記録を元に明治時代に編纂された年表である。本史料は盛岡市中央公民館に所蔵され、マイクロフィルムを閲覧することができる。また岩手県教育会が作成した転写本(抄録)が岩手県立図書館に所蔵されている。
- 5) 『雫石歳代日記』は延宝7(1677)年、御明神村の右京進から雫石代官宛に出された口上書を根幹とし、その前後が書き足されてできあがった年代記で、天正19(1591)年から明治14(1881)年迄を網羅している。転写本が多数存在するが、雫石町教育委員会より昭和38年に、『雫石町誌史料第1集 雫石歳代日記』として編纂・活字化の後、刊行されている。
- 6) 「南部藩事務日誌」は盛岡藩「雑書」を指すと思われる。しかし福田(1974)には引用した史料について解説がなされておらず、明確ではない。
- 7) 享保16年11月28日に噴火活動が開始したとの記録は、武者(1943)に今村明恒著『奥羽西部ノ地震帯』からの引用として採録されているが、その文章は「国統大年譜」の記述と同文である。また、中央気象台・盛岡測候所(1935)には享保16年11月25日に「小噴火をなし盛岡に降灰」と記述されているが、その出典は明示されていない。
- 8) 自光坊は藩政時代の修験者で、室町時代から江戸時代初期にかけて岩鷲山大権現社の別当であった(岩手県, 1963)。
- 9) 「大沢村旧書記」は明治時代に網張温泉の泉主であった沢村氏(著者らの調査では沢村亀之助氏)が所有していた。その後、温泉の権利が数回譲渡された為、沢村氏の子孫の所在を明らかにすることができず、原本の確認はできていない。

引用文献

- 荒牧重雄(1979)溶岩.『岩波地球科学講座7火山』(横山 泉・荒牧重雄・中村一明編), 岩波書店, 東京, 132-141.
- 中央気象台・盛岡測候所(1935)岩手火山に就いて. 測候時報, 6(10), 1-10.
- 土井宣夫・大石雅之・川上雄司(1986)岩手火山, 分火山灰の¹⁴C年代と完新世の火山活動—岩手火山噴出物とそれに関連する堆積物の¹⁴C年代(その2)—. 岩手県立博物館研究報告, 4, 29-38.
- 福田武雄(1974)『農民生活変遷中心の滝沢村誌』, 滝沢村企画課, 盛岡市, 620-626.
- 岩手県(1963)『岩手県史 第5巻近世編』, 岩手県, 盛岡市, 1352-1353.
- 盛岡地方気象台(1979)『岩手県災異誌年表』, 岩手地方気象台, 盛岡市, 40lp.
- 村井貞充(1974)山のおいたち.『岩手の地誌 岩手山』(鈴木彦次郎 編), 岩手放送株式会社, 盛岡市, 18-36.
- 村山 磐(1978)『日本の火山(I)』, 大明堂, 東京, 177-195.
- 武者金吉(1943)『増訂大日本地震史料 第2巻』, 文部省震災予防評議会, 336.
- 小原兄麿(1920)『岩手山記』, 岩手山神社一万講社, 盛岡市, 9-10.
- 桜井廣三郎(1901)岩手火山彙地質調査報文. 震災予防調査会報告, 44, 62p.
- 湯浅吉美 編(1990)『日本歴史便覧—西暦宿曜表—(増補篇)』, 汲古書院, 東京, 376p.